



夏の波乗りキャンペーン



一般賃貸住宅キャンペーン概要 実施期間:2018年7月6日(金)~2018年9月30日(日) (お申込日ベース)

公社一般賃貸住宅において、上記期間中に住宅をお申込いただいた方を対象に以下のキャンペーンを実施しています。

キャンペーンは併用可能ですが、家賃フリーレントは上限3ヶ月分となっております。詳しい適用条件については2ページ目をご確認ください。

キャンペーン名	内容	対象物件・住戸	対象者
敷金減額キャンペーン	敷金を家賃1ヶ月分に減額 (通常、家賃3ヶ月分)	先着順申込対象全物件	適用条件(2ページ参照)を満たす申込者全員
新婚世帯応援キャンペーン	家賃1ヶ月フリーレント (契約始期日から1ヶ月間家賃不要)	先着順申込対象全物件 (二宮は二地域居住制度を除く)	適用条件(2ページ参照)を満たす申込者のうち、申込日時点で婚姻後1年以内、または契約始期日から3ヶ月以内に婚姻予定の方
子育て世帯応援キャンペーン	家賃1ヶ月フリーレント (契約始期日から1ヶ月間家賃不要)	先着順申込対象全物件 (二宮は二地域居住制度を除く)	適用条件(2ページ参照)を満たす申込者のうち、申込日時点で高校卒業までの子が同居している世帯、または出産予定の世帯である方
シニア応援キャンペーン	家賃1ヶ月フリーレント (契約始期日から1ヶ月間家賃不要)	先着順申込対象全物件 (二宮は二地域居住制度を除く)	適用条件(2ページ参照)を満たす申込者のうち、申込日時点で65歳以上の方
ヤング応援キャンペーン	家賃1ヶ月フリーレント (契約始期日から1ヶ月間家賃不要)	先着順申込対象全物件 (二宮は二地域居住制度を除く)	適用条件(2ページ参照)を満たす申込者のうち、申込日時点で29歳以下の方
物件限定1ヶ月フリーレント キャンペーン	家賃1ヶ月フリーレント (契約始期日から1ヶ月間家賃不要)	次の12物件 横浜若葉台、ヒルズ千草台、フローラ新杉田、フローラ山田町第1~3、川崎下麻生、フローラ川崎下平間、フローラ川崎古市場、辻堂海岸、小田原酒匂、湯河原第3	左記の物件にお申込いただいた 適用条件(2ページ参照)を満たす申込者全員
物件限定2ヶ月フリーレント キャンペーン	家賃2ヶ月フリーレント (契約始期日から2ヶ月間家賃不要)	次の22物件 白根、横浜中原第2共同ビル、竹山、戸塚深谷、上郷台、上郷西ヶ谷、レジエ戸塚深谷、ルリエ横浜長者町、藤沢西部、浦賀、緑ヶ丘、綾瀬寺尾本町、座間東原、春日台、中津桜台、相武台、下九沢、相模原田名、伊勢原、小田原橋、二宮、平塚田村	左記の物件にお申込いただいた 適用条件(2ページ参照)を満たす申込者全員

上記キャンペーンに加え、転居特典、アウトレット、二宮セルフリノベ等におけるキャンペーン適用後の合計フリーレントは3ヶ月が上限となります。ただし、法人契約複数戸契約特典、元特定住戸についてはこの限りではありません。

特定優良賃貸住宅キャンペーン概要 実施期間:2018年6月25日(月)~2018年9月30日(日) (お申込日ベース)

フリーレント		
内容(特典)	契約から1~3ヶ月間、家賃不要 (フリーレント期間は物件により異なります。下表の物件名の末尾にある月数がフリーレント期間となります。)	
対象住宅	地区	物件
	横浜	・りんでんぼうむ上郷(3ヶ月)
	湘南	・アラク六会(2ヶ月) ・澤田ビル(2ヶ月)
	厚木	・アルモニア本厚木(2ヶ月)
	相模原	・サンモール相模(3ヶ月) ・ハイツ・スターヒルズ(2ヶ月)
	伊勢原	・ネスト伊勢原(1ヶ月)
その他条件	1年以上住む方を対象とし、1年未満で退去した場合はその理由の如何を問わず、フリーレント分の家賃を負担いただくこと	

募集状況により期間前に終了する場合があります。契約の開始時期によってはフリーレントが適用できないことがあります。

お問合せは 公社の賃貸募集窓口 フリーダイヤル **0120-100-107** 営業時間/9:00~17:30 無休(夏季・年末年始を除く)

一般賃貸住宅キャンペーン適用条件(詳細)

2018年7月6日(金)～2018年9月30日(日)(期間内のお申し込みに限ります)

キャンペーン名	内容	対象物件・住戸	適用条件
敷金減額	敷金を家賃1ヶ月分に減額 (通常家賃3ヶ月分)	先着順申込対象全物件	<p>公社一般賃貸住宅のお申込資格を満たすこと 公社賃貸住宅の契約者である場合は下記条件すべてにあてはまること (1)申込日時点で契約始期日から2年以上経過していること (2)滞納がないこと (3)2住戸契約でないこと (4)高齢者等低層階転居制度でないこと</p>
新婚世帯応援 キャンペーン	家賃1ヶ月フリーレント (契約始期日から 1ヶ月間家賃不要)	先着順申込対象全物件 (二宮は二地域居住制度を除く)	<p>公社一般賃貸住宅のお申込資格を満たすこと 公社賃貸住宅の契約者である場合は下記条件すべてにあてはまること (1)申込日時点で契約始期日から2年以上経過していること (2)滞納がないこと (3)2住戸契約でないこと (4)高齢者等低層階転居制度でないこと 申込者が申込日時点において婚姻後1年以内であること、または契約始期日から3ヶ月以内に婚姻予定であること 契約始期日から1年以上住む方を対象とし、1年未満で退去した場合はその理由の如何を問わず、フリーレント家賃を負担いただくこと (婚姻済みの方は戸籍謄本等婚姻日がわかるもの、婚約中の方は婚約証明書をご提出いただきます) 特定住戸の場合、特定住戸の家賃半額2年間の適用を受けないこと 法人契約でないこと</p>
子育て世帯応援 キャンペーン	家賃1ヶ月フリーレント (契約始期日から 1ヶ月間家賃不要)	先着順申込対象全物件 (二宮は二地域居住制度を除く)	<p>公社一般賃貸住宅のお申込資格を満たすこと 公社賃貸住宅の契約者である場合は下記条件すべてにあてはまること (1)申込日時点で契約始期日から2年以上経過していること (2)滞納がないこと (3)2住戸契約でないこと (4)高齢者等低層階転居制度でないこと 申込日時点で高校卒業までの子が同居している世帯、または出産予定の世帯(母子手帳の写し等を提出) 契約始期日から1年以上住む方を対象とし、1年未満で退去した場合はその理由の如何を問わず、フリーレント分の家賃を負担いただくこと 特定住戸の場合、特定住戸の家賃半額2年間の適用を受けないこと 法人契約でないこと</p>
シニア応援 キャンペーン	家賃1ヶ月フリーレント (契約始期日から 1ヶ月間家賃不要)	先着順申込対象全物件 (二宮は二地域居住制度を除く)	<p>公社一般賃貸住宅のお申込資格を満たすこと 公社賃貸住宅の契約者である場合は下記条件すべてにあてはまること (1)申込日時点で契約始期日から2年以上経過していること (2)滞納がないこと (3)2住戸契約でないこと (4)高齢者等低層階転居制度でないこと 申込者が申込日時点で65歳以上の世帯 契約始期日から1年以上住む方を対象とし、1年未満で退去した場合はその理由の如何を問わず、フリーレント分の家賃を負担いただくこと 特定住戸の場合、特定住戸の家賃半額2年間の適用を受けないこと 法人契約でないこと</p>
ヤング応援 キャンペーン	家賃1ヶ月フリーレント (契約始期日から 1ヶ月間家賃不要)	先着順申込対象全物件 (二宮は二地域居住制度を除く)	<p>公社一般賃貸住宅のお申込資格を満たすこと 公社賃貸住宅の契約者である場合は下記条件すべてにあてはまること (1)申込日時点で契約始期日から2年以上経過していること (2)滞納がないこと (3)2住戸契約でないこと (4)高齢者等低層階転居制度でないこと 申込者が申込日時点で29歳以下の世帯 契約始期日から1年以上住む方を対象とし、1年未満で退去した場合はその理由の如何を問わず、フリーレント分の家賃を負担いただくこと 特定住戸の場合、特定住戸の家賃半額2年間の適用を受けないこと 法人契約でないこと</p>
物件限定1ヶ月 フリーレント キャンペーン	家賃1ヶ月フリーレント (契約始期日から 1ヶ月間家賃不要)	次の12物件 横浜若葉台、ヒルズ千草台、フローラ新杉田、 フローラ山田町第1～3、川崎下麻生、フロー ル川崎下平間、フローラ川崎古市場、辻堂海 岸、小田原酒匂、湯河原第3	<p>公社一般賃貸住宅のお申込資格を満たすこと 公社賃貸住宅の契約者である場合は下記条件すべてにあてはまること (1)申込日時点で契約始期日から2年以上経過していること (2)滞納がないこと (3)2住戸契約でないこと (4)高齢者等低層階転居制度でないこと 契約始期日から1年以上住む方を対象とし、1年未満で退去した場合はその理由の如何を問わず、フリーレント分の家賃を負担いただくこと 特定住戸の場合、特定住戸の家賃半額2年間の適用を受けないこと</p>
物件限定2ヶ月 フリーレント キャンペーン	家賃2ヶ月フリーレント (契約始期日から 2ヶ月間家賃不要)	次の22物件 白根、横浜中原第2共同ビル、竹山、戸塚深 谷、上郷台、上郷西ヶ谷、レジエ戸塚深谷、 ルリエ横浜長者町、藤沢西部、浦賀、緑ヶ丘、 綾瀬寺尾本町、座間東原、春日台、中津桜台、 相武台、下九沢、相模原田名、伊勢原、小田 原橘、二宮、平塚田村	<p>公社一般賃貸住宅のお申込資格を満たすこと 公社賃貸住宅の契約者である場合は下記条件すべてにあてはまること (1)申込日時点で契約始期日から2年以上経過していること (2)滞納がないこと (3)2住戸契約でないこと (4)高齢者等低層階転居制度でないこと 契約始期日から1年以上住む方を対象とし、1年未満で退去した場合はその理由の如何を問わず、フリーレント分の家賃を負担いただくこと 特定住戸の場合、特定住戸の家賃半額2年間の適用を受けないこと</p>

上記キャンペーンに加え、転居特典、アウトレット、二宮セルフリノベ等におけるキャンペーン適用後の合計フリーレントは3ヶ月が上限となります。

ただし、法人契約複数戸契約特典、元特定住戸についてはこの限りではありません。